

公益財団法人田附興風会医学研究所公的研究費等取扱規程

平成25年1月1日 理事長裁定

平成27年3月9日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

令和3年4月1日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人田附興風会医学研究所(以下「本研究所」という。)における公的研究費等の取扱いに関し必要な事項を定め、もって公的研究費等の適切かつ円滑な運営・管理に資すること、また研究機関としての説明責任を果たし、所属する研究者の研究活動を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費等」とは、国、地方公共団体、独立行政法人、その他公的な法人等から交付等を受けた補助金、委託費等の全ての研究費をいう。

2 この規程において「研究代表者等」とは、公的研究費等の交付等を受けた研究代表者及び分担金の配分を受けた研究分担者をいう。

3 この規程において「構成員」とは、本研究所に所属する研究員、事務職員その他の本研究所の公的研究費等の運営及び管理に関わる全ての者をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究代表者等は、交付等を受けた公的研究費等に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)及びこれに基づく関係法令並びに交付等の際の条件(以下「補助条件等」という。)を遵守しなければならない。

(応募資格等)

第4条 公的研究費等の応募資格を有する者は、本研究所の研究者及び本研究所の研究活動を職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事している者とする。

2 前項の者は、別に定める。

(公募の申請)

第5条 公募要領等により、公的研究費等に係る研究計画調書等を研究代表者等が直接公募先に提出することとなっている場合は、あらかじめその旨を医学研究所長(以下「所長」という。)に届け出るものとする。

(最高管理責任者)

第6条 本研究所に、公的研究費等の運営・管理について本研究所全体を統括するとともに最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、所長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究費不正根絶への強い決意を掲げ、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費等の適切な運営・管理を行えるよう、強力なリーダーシップを発揮し、必要に応じた適切な措置を講じるものとする。

3 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定にあてっては、不正防止委員会での検討及び取組状況等について、研究所運営委員会において審議するとともに、経営会議へも定期的に適宜報告する

ものとする。

(統括管理責任者)

第7条 本研究所に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副所長のうちから最高管理責任者が指名する。

(監事)

第8条 監事(公益財団法人田附興風会定款第23条第2号に定める監事を言う。)は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について確認し、意見を述べるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第9条 本研究所における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、運営企画室長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、本研究所の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対するコンプライアンス教育の実施と受講状況の管理監督等の啓発活動を定期的に実施する。

(資金執行上の責任)

第10条 公的研究費等の執行上の責任者は、当該公的研究費等の交付等を受けた研究代表者等とする。

2 公的研究費等の経理及び管理は、第18条及び第19条による。

(組織体制)

第11条 本研究所の公的研究費等の不正防止を推進する組織として、最高管理責任者をトップとする公的研究費等不正防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 最高管理責任者(所長)
- (2) 統括管理責任者(副所長)
- (3) コンプライアンス推進責任者(運営企画室長)
- (4) その他統括管理責任者が必要と認めた者 若干名

3 委員会に委員長を置き、最高管理責任者をもって充てる。

4 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 不正防止計画の策定、推進及び検証並びに改善に関すること。
- (2) 行動規範の策定、推進及び検証並びに改善に関すること。
- (3) コンプライアンス教育の実施と受講状況の把握及び検証に関すること。
- (4) その他最高管理責任者が必要と認めること。

(意識向上・啓発等)

第12条 構成員は、公的研究費等の適正な使用に資するため、不正防止計画及び行動規範を遵守し、自ら不正防止に取り組まなければならない。

2 構成員は、コンプライアンス教育を受けるとともに、最高管理責任者に法令等を遵守する旨を記載した誓約書を提出しなければならない。

(相談窓口)

第13条 本研究所に、公的研究費等に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する内外からの相談に迅速かつ適切に対応するための窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

2 相談窓口は、運営企画室とする。

（通報窓口）

第14条 本研究所に、不正使用等に係る通報及び情報提供を受け付けるための通報窓口を置く。

2 通報窓口は、運営企画室とする。

3 不正使用等に係る通報を行う者（以下「通報者」という。）は、当該通報を行う際は顕名によるものとし、不正使用を行った者が特定できる氏名又は団体名及び通報の客観的かつ合理的な根拠を明らかにしなければならない。

4 通報が匿名による場合は、公益通報として取扱うものとする。

5 通報窓口に不正使用等に係る通報及び情報提供があった場合には、速やかに、その旨を統括管理責任者に報告し、統括管理責任者は最高管理責任者に報告するものとする。

（不正使用等に係る調査）

第15条 統括管理責任者は、前条による不正使用等の通報があった場合は、不正使用等に係る必要な調査を行うものとする。

2 前項の調査に必要な事項は、最高管理責任者が定める。

（懲戒等）

第16条 構成員が、不正使用等を行った場合は、本研究所に係る就業規則その他関係規定に従って、懲戒等の処分を行うことができる。

（不正な取引を行った業者の処分）

第17条 不正な取引に関与した業者については、公益財団法人田附興風会における取引停止等の規定に基づき、取引停止等の措置を講ずるものとする。

（経理事務等の準拠）

第18条 公的研究費等に係る契約事務、旅費事務、給与事務等に関する事務の取扱いは、第3条に規定する補助条件等の定めのほか、本研究所北野病院の経理規程等による。

（経理及び管理の委任）

第19条 公的研究費等の経理及び管理は、補助条件等に特別の定めのない限り、その事務を当該経理責任者に行わせるものとする。

2 前項の経理責任者は、運営企画室長をもって充てる。

（監査制度）

第20条 公的研究費等の適正な管理のため、年1回以上の公正かつ的確な内部監査を実施するものとする。

第21条 監査は、内部監査マニュアルに基づき、業務監査及び会計監査を実施するほか、不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目し実施するものとする。

第22条 前2条の監査を行う者（以下「監査員」という。）は、公的研究費等の取扱いに直接関わらない

職員から所長が選定するものとする。

(細則等への委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年3月9日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。